

県産品拡大展開総合支援事業補助金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日 決裁
平成 27 年 3 月 31 日 改正
平成 28 年 3 月 31 日 改正
平成 28 年 5 月 24 日 改正
平成 29 年 3 月 31 日 改正

(通則)

第 1 条 県産品拡大展開総合支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成 24 年 4 月 19 日府政沖第 149 号）、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号。以下「規則」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、県産品の県外への販路拡大を促進することにより、県内製造産業が本県経済振興の一翼を担う移外型産業として成長し、自立型経済の構築に向けた基盤を形成することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内 沖縄県内の地域をいう。
- (2) 県外 北海道、本州、四国及び九州（県内を除く）をいう。
- (3) 県産品 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 県内生産者又は県内流通事業者（以下「県内生産者等」という。）が、県内で生産又は加工等を行った農林水産物、加工品、工業製品等。
 - イ 県内生産者又は県内流通事業者が、外部への製造・加工委託等により生産、加工等を行ったもので、かつ、県内生産者又は県内流通事業者が販売する農林水産物、加工品、工業製品等。
- (4) 県内生産者 県内に本店又は主たる住所（個人事業主の場合等）を有する生産者又は加工・製造者をいう。
- (5) 県内流通事業者 県内に本店を有し、県外で県産品を販売し、又は販売しようとする者をいう。
- (6) 県外流通事業者 県外に本店を有し、県外で県産品を販売し、又は販売しようとする小売業者、卸売業者をいう。
- (7) 支援機関等 県内生産者と県内流通事業者及び県外流通事業者を束ねる役割を果たす県内に本店を有する公的機関及びそれに相当すると認められる者をいう。
- (8) 沖縄物産展 主に沖縄県、百貨店、その他関係団体等が主催・共催する沖縄関連催事で、県内生産者等が出店し、実演販売を中心に実施される消化仕入、又は出店料等を徴収する方法等により実施される催事をいう。

- (9) 沖縄フェア エリアの複数の量販店等の店舗において広く展開されるもので、主に商品買取方式により県産品の販売を行う催事をいう。

(補助対象事業者)

第4条 この要綱に基づく補助金を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 県内生産者
- (2) 県内流通事業者
- (3) 県外流通事業者
- (4) 支援機関等

(交付の対象経費及び補助率)

第5条 知事は、補助対象事業者が県外において実施する県産品の販売促進活動のほか、県産品の販路拡大に資すると認められる活動のうち、次に掲げるもの（以下「補助事業」という。）に対し、知事が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）の全部又は一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) テスト販売・販売促進員による店頭販促プロモーション（以下「テスト販売・販売促進支援」という。）
 - (2) 県外流通事業者の招聘によるマッチング（以下「県外流通事業者招聘支援」という。）
 - (3) 県外において開催される見本市・展示会等への出展（以下「見本市・展示会等出展支援」という。）
 - (4) 物産展、沖縄フェア等において、沖縄のイメージ訴求、県産品の浸透を図るために行う
 - (5) 県内流通事業者又は県外流通事業者（以下「流通関係者等」という。）からの助言による商品改善（以下「商品改善支援」という。）
沖縄の情報発信（以下「情報発信支援」という。）
 - (6) 県外小売店等への定番化に向けた商品開発・改良（以下「商品開発支援」という。）
- 2 前項の補助事業の内容、要件等は別表第1に、補助対象経費、補助率、上限等については別表第2に定める。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第2号の補助金の交付を受けようとする場合であって、県内生産者等の複数者で招聘する場合にあっては、そのうちいずれか1者を、支援機関等が県内生産者等5者以上を取りまとめて招聘する場合にあっては、支援機関等を代表者として申請しなければならない。
- 3 第1項の申請書は、次に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、この要綱の適用の日又は毎年度4月1日から補助事業実施までの期間がその日数に満たない場合は、この限りではない。
 - (1) テスト販売・販売促進支援 実施日から起算して14日前
 - (2) 県外流通事業者招聘支援 実施日から起算して14日前
 - (3) 見本市・展示会等出展支援 実施日から起算して30日前

- (4) 情報発信支援 実施日から起算して 30 日前
- (5) 商品改善支援 改善開始日から起算して 14 日前
- (6) 商品開発支援 募集要領等により別に定める。

- 4 申請者は、第 1 項の補助金の申請をするに当たっては、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 5 申請者は、補助対象経費を同じくする他の補助金と重複して申請してはならない。

(交付の決定)

- 第 7 条** 知事は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第 2 号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の交付の決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を附して交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

- 第 8 条** 前条の補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取下げることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取下げようとするときは、前条第 1 項の通知を受けた日から起算して 10 日以内に、様式第 3 号による交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認)

- 第 9 条** 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 4 号による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分間におけるいずれか低い額の 2 割を超える額の配分を変更するとき。
 - (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 3 知事は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、別記様

式第5号による補助金交付決定変更通知書により、補助事業者に通知するものとする。

- 4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、その理由を記載した様式第6号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

- 第10条** 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

- 第11条** 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事が報告を求めたときは、様式第8号による遂行状況報告書を知事に速やかに提出しなければならない。

（実績報告）

- 第12条** 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日以内又は3月15日のいずれか早い日までに、様式第9号による実績報告書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告後においても知事の指示があるときは、補助事業に係る実績、効果等について報告しなければならない。

（額の確定）

- 第13条** 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（補助金の請求）

- 第14条** 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、様式第11号による概算払請求書又は様式第12号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第15条** 知事は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合には、様式第 13 号による交付決定取消通知書により補助事業者はその旨を通知するものとし、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずることができる。
- 4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条** 知事は、第12条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第14号により知事に速やかに報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、前条第 4 項の規定を準用する。

(立入検査)

- 第17条** 知事は、補助金の交付手続上必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な資料の提出を求め、又は関係職員（その委任を受けた者を含む。）に帳簿、証拠書類、その他物件を検査させることができる。

(補助金の経理)

- 第18条** 補助事業者は、補助事業の経理について、他の経費と明確に区分し、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業を廃止した日又は完了した日の属する日の年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(産業財産権に関する届出)

- 第19条** 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく様式第 15 号による産業財産権届出書を知事に提出しなければならない。

ならない。

(補助金の収益納付)

第20条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産所有権譲渡又はそれらの実施権の設定等により収益があったときは、様式第16号による収益状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。

3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

2 この要綱に規定する申請書その他の書類は、各1部とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

2 この要綱は、平成34年3月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

2 この要綱は、平成34年3月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、平成28年5月24日から適用する。

2 この要綱は、平成34年3月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

2 この要綱は、平成34年3月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第5条第2項関係）

補助事業の種類	補助事業の内容	補助対象事業者	要件
テスト販売・販売促進支援	新規販路開拓又は既存の定番採用商品の更なる普及を図るため、県外小売店等において、試飲、試食、メニュー提案等を行う、テスト販売・販売促進活動。	県内生産者及び県内流通事業者	県産品の生産、加工、販売等を1年以上行っていること、かつ、県外での定番採用、販売拡大に必要な活動として、知事が別に定める基準を満たすこと。
県外流通事業者招聘支援	新規販路開拓又は既存の販路の拡大に向け、主に商談、生産現場の視察等を目的として行う、県外流通事業者の招聘。	県内生産者、県内流通事業者及び支援機関等	県産品の生産、加工、販売等を1年以上行っていること。
見本市・展示商談会等出展支援	新規販路開拓又は既存の販路の拡大に向け、県外で開催される見本市・展示商談会等への出展。	県内生産者及び県内流通事業者	県産品の生産、加工、販売等を1年以上行っていること。
情報発信支援	より多くの消費者に沖縄イメージの訴求、沖縄ファンの拡大に向け、沖縄物産展、沖縄フェア等において行う、エイサー、島唄ライブ、沖縄の文化、観光等のコンテンツ、その他県産品の浸透を図るための情報発信。	県内生産者、県内流通事業者、県外流通事業者及び支援機関等	県内生産者10者以上の県産品を取扱うこと（県産の農畜水産物を中心に販売する場合は10品目以上）、かつ、県産品の販売拡大、消費者への浸透等に効果的な取組みとして、知事が別に定める基準を満たすこと。
商品改善支援	新規販路開拓又は既存の販路の拡大に向け、流通関係者等からの助言による、県外消費者ニーズに対応した商品改善。	県内生産者及び県内流通事業者	県産品の生産、加工、販売等を1年以上行っていること、かつ、改善商品について流通関係者等からの助言を受けていること。
商品開発支援	県外小売店等への定番化に向け、	県内生産者及び	募集要領等により、

<p>専門家の個別指導・支援による消費者及び販売チャネル等のターゲットを定めた戦略的な商品開発・改良。</p>	<p>県内流通事業者</p>	<p>別に定める。</p>
---	----------------	---------------

別表第2（第5条第2項関係）

補助事業の種類	補助対象経費 (消費税及び地方消費税は含まない)	補助率	補助金の額等の上限
<p>テスト販売・販売促進支援</p>	<p>ア 販売説明員（マネキン）の雇用に係る経費 イ 航空運賃（普通席） ウ 宿泊料 エ ホテルパック料金 オ 特別急行列車及び新幹線に係る運賃 カ 船賃 キ その他知事が必要と認める経費</p> <p>ただし、イ～カについては、県内生産者が県外小売店等にて、自ら試食販売等を行う場合、又は、販売説明員への指導、監督、実施店舗での売場作り等、補助事業を実施するにあたり必要と認められる場合に限る。</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>①補助金の額の上限 ア 1日につき1人あたり7,500円 イ 往復割引運賃（往復割引賃の設定のない期間、その他合理的な理由がある場合は、普通運賃）の2分の1に当する額。 ウ 1日につき4,500円（ただし、東都特別区、大阪市、名古屋市等、縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年条例第49号）第20条第1第1号に定める甲地方に該当する場合にあっては5,000円）、かつ、1回の申請につき5泊分。 エ イ及びウの上限額の合算額。 オ 特別急行列車及び新幹線の利用区間に係る運賃（旅客運賃、急行料金、座席指定料金を含むものとし、特別車両料金（グリーン車）は含まない）の2分の1に相当する額。ただし、当該運賃は、利用区間が片道100km以上の場合に限り補助対象経費として取扱うものとする。 カ 補助対象となる船賃の運賃の等級は、以下のとおりとし、当該運賃の2分の1に相当する額。 a 運賃の等級を3階級に区分する場合には、中級の運賃。 b 運賃の等級2階級に区分する場合には、下級の運賃。 c 運賃の等級を設けない場合には、その乗船に関する運賃。 ②補助対象人数等の上限 イ～カは、1回の申請につき2名までとする。</p>

<p>県外流通事業者招聘支援① (沖縄フェア等の開催に向けて、県内生産者等 15 者以上と商談等を行う場)</p>	<p>ア 航空運賃 (普通席) イ 宿泊料 ウ ホテルパック料金 エ 特別急行列車及び新幹線に係る運賃 オ 船賃 カ その他知事が必要と認める経費</p>	<p>10 分の 10 以内</p>	<p>①補助金の額の上限 ア 往復割引運賃 (往復割引賃の設定のない期間、その他合理的な理由がある場合は、普通運賃)。 イ 1泊につき 9,000 円、かつ、1回の申請につき 3泊分。 ウ イ及びウの上限額の合算額。 オ 特別急行列車及び新幹線の利用区間に係る運賃 (旅客運賃、急行料金、座席指定料金を含むものとし、特別車両料金 (グリーン車) は含まない)。ただし、当該運賃は、利用区間が片道 100km 以上の場合に限り補助対象経費として取扱うものとする。 オ 補助対象となる船賃の運賃の等級は、以下のとおりとする。 a 運賃の等級を 3 階級に区分する場合には、中級の運賃。 b 運賃の等級 2 階級に区分する場合には、下級の運賃。 c 運賃の等級を設けない場合には、その乗船に関する運賃。 ②補助対象人数等の上限 1 回の申請につき 10 名、かつ、同一県外流通事業者 (同一人物) の招聘は、1 事業年度につき 2 回まで。</p>
<p>県外流通事業者招聘支援② (県内生産者等 5 者以上で招聘する場合)</p>	<p>ア 航空運賃 (普通席) イ 宿泊料 ウ ホテルパック料金 エ 特別急行列車及び新幹線に係る運賃 オ 船賃 カ その他知事が必要と認める経費</p>	<p>10 分の 10 以内</p>	<p>①補助金の額の上限 県内流通事業者支援①の例による。 ②補助対象人数等の上限 1 回の申請につき 5 社 (1 社あたり 2 名まで)、かつ、同一県外流通事業者 (同一人物) の招聘は、1 事業年度につき 2 回まで。</p>
<p>県外流通事業者招聘支援③ (県内生産者等の 5 者未満で招聘する場合)</p>	<p>ア 航空運賃 (普通席) イ 宿泊料 ウ ホテルパック料金 エ 特別急行列車及び新幹線に係る運賃 オ 船賃 カ その他知事が必要と認める経費</p>	<p>2 分の 1 以内</p>	<p>①補助金の額の上限 県外流通事業者招聘支援①の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額。 ②補助対象人数等の上限 1 回の申請につき 2 名、かつ、同一県外流通事業者 (同一人物) の招聘は、1 事業年度につき 2 回まで。</p>

見本市・展示 商談会等出展 支援	ア 出展小間料 イ ブース設営・運営費 ウ 販売説明員（マネキン）の雇用に係る経費 エ その他知事が必要と認める経費	2分の1 以内	1回の申請につき30万円。 ただし、ウについては、1日につき1人あたり7,500円。
情報発信支援	ア 旅費 イ 謝礼金（これに相当するものを含む） ウ 装飾・設営・運営費 エ 輸送費 オ その他知事が必要と認める経費	3分の2 以内	①補助対象経費の項目 ア 旅費は、テスト販売・販売促進支援における補助対象経費イ～カに相当する経費とする。 ②補助金の額の上限 1回の申請につき75万円、かつ、1事業年度につき150万円。
商品改善支援	ア 試作品開発・改良費 イ 分析試験費 ウ 技術指導受入費 エ 市場・消費者調査費 オ その他知事が必要と認める経費	2分の1 以内	1回の申請につき50万円、かつ、1事業年度につき3回まで。（ただし、同一商品にかかる申請は1事業年度につき1回まで。）
商品開発支援	ア 試作品開発・改良費 イ 分析試験費 ウ 技術指導受入費 エ 市場・消費者調査費 オ その他知事が必要と認める経費	3分の2 以内	1事業年度につき150万円。

※補助金対象経費、補助金の額の上限は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。